



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 1

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉政策課） 2
- 肥料の登録の有効期間の更新（営農支援課） 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 3
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 4
- 開発行為に関する工事の完了・7件（南部土木事務所） 4

訓 令

- 総務事務嘱託員設置規程（行政管理課） 6
- 年金専門嘱託員設置規程（職員厚生課） 7

公安委員会事項

- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定 8

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第65号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

第1条 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

メンタルヘルス専門相談員	一般相談員	日額	8,600
	特別相談員	日額	22,600

を

に改める。

メンタルヘルス専門相談員	一般相談員	日額	8,600
	特別相談員	日額	22,600
年金専門嘱託員		日額	8,800

第2条 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2中	沖縄県自治研修所嘱託講師	日額 13,900	を に改める。
	沖縄県自治研修所嘱託講師	日額 13,900	
	総務事務嘱託員	日額 8,400	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年1月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第628号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。
平成26年12月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
CHRISTはりきゅう整骨院（仲西愛香）	嘉手納町字嘉手納51番地3 101号	平成26年10月6日
CHRISTはりきゅう整骨院（砂辺亮馬）	嘉手納町字嘉手納51番地3 101号	平成26年10月6日
CHRISTはりきゅう整骨院（瀬社家裕基）	嘉手納町字嘉手納51番地3 101号	平成26年10月6日
CHRISTはりきゅう整骨院（真栄田新）	嘉手納町字嘉手納51番地3 101号	平成26年10月6日
CHRISTはりきゅう整骨院（玉城佑）	嘉手納町字嘉手納51番地3 101号	平成26年10月6日
ひかり整骨院（佐藤愛）	沖縄市高原六丁目15番6号ハートピアG4 1階103号	平成26年10月31日
ユラク整骨院（天願愉弥）	うるま市みどり町五丁目1番9号	平成26年11月11日

沖縄県告示第629号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成26年12月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	生産業者		登録有効期限
				氏名又は名称	住所又は所在地	
沖縄県生第242号	炭酸カルシウム肥料	珊瑚の根力	アルカリ分55.0	株式会社シーフオーグループ	沖縄県宮古島市下地字上地497番地	平成32年10月21日

沖縄県告示第630号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり真喜屋土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年12月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	宮里一久	名護市字真喜屋511番地4
理事	上地米治	名護市字真喜屋599番地
理事	祖堅清徳	名護市字真喜屋52番地
理事	宮平正宏	名護市字真喜屋203番地
理事	宮平正三	名護市字真喜屋493番地3
理事	大城健治	名護市字真喜屋783番地1
理事	新里善市	名護市字稲嶺984番地3
理事	上原豊	名護市大北五丁目23番1号1-601
監事	大城一洋	名護市字真喜屋148番地
監事	宮城正	名護市字真喜屋123番地

任期 平成25年10月11日から平成29年10月10日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	祖堅清徳	名護市字真喜屋52番地
理事	松川弘光	名護市字真喜屋405番地
理事	宮里一久	名護市字真喜屋511番地4
理事	上地米治	名護市字真喜屋599番地
理事	新崎康雄	名護市字真喜屋93番地
理事	喜納健治	名護市字真喜屋327番地1
理事	新里善市	名護市字稲嶺984番地3
理事	上原豊	名護市大北五丁目23番1号1-601
監事	大城一洋	名護市字真喜屋148番地
監事	宮城正	名護市字真喜屋123番地

沖縄県告示第631号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年12月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
安里	中城村字安里、字北上原及び字奥間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	地滑り

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年12月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年10月24日 沖縄県指令土第1184号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字松原長原1290番2ほか6筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 中城村字当間340番地 公益財団法人メモリアル整備協会 理事長 屋宜由章
- 5 検査済証番号 平成26年11月25日 第4154号
- 6 工事完了年月日 平成26年11月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年12月5日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年5月13日 沖縄県指令南土第563号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平679番1、679番3及び744番6の一部
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字喜屋武375番地1 大城文男
- 5 検査済証番号 平成26年10月15日 N第521号
- 6 工事完了年月日 平成26年9月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年12月5日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年12月12日 沖縄県指令南土第1494号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄前橋原744番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字上之屋370番地県営上之屋市街地住宅307 前田二郎、那

覇市上之屋字370番地県営上之屋市街地住宅307 前田ルミ子

- 5 検査済証番号 平成26年10月15日 N第522号
- 6 工事完了年月日 平成26年9月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年12月5日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年6月6日 沖縄県指令南土第635号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字照屋宗地原1140番1ほか5筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市牧港三丁目39番11号 株式会社大成ホーム 代表取締役 喜名景太
- 5 検査済証番号 平成26年10月21日 N第523号
- 6 工事完了年月日 平成26年8月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年12月5日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年9月18日 沖縄県指令南土第1182号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里入口原556番4及び556番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市伊佐三丁目19番8第2弘マンション203号 八幡秀樹
- 5 検査済証番号 平成26年10月24日 N第524号
- 6 工事完了年月日 平成26年10月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年12月5日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年6月4日 沖縄県指令南土第629号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字名嘉地277番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 北谷町美浜二丁目5番地の17 株式会社オーエスディー 代表取締役 久高唯明
- 5 検査済証番号 平成26年10月27日 N第525号
- 6 工事完了年月日 平成26年10月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年12月5日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年5月21日 沖縄県指令南土第586号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波前原754番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根788番地の9コーポ仙202号 喜久川章
- 5 検査済証番号 平成26年10月27日 N第526号
- 6 工事完了年月日 平成26年10月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年12月5日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年3月31日 沖縄県指令南土第425号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字高良野原門原129番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字兼城466番地山川マンション301号室 伊集将常
- 5 検査済証番号 平成26年11月4日 N第527号
- 6 工事完了年月日 平成26年10月15日

訓 令

沖縄県訓令第105号

総 務 部

総務事務嘱託員設置規程を次のように定める。

平成26年12月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

総務事務嘱託員設置規程

(設置)

第1条 総務部行政管理課総務事務センターにおいて、給与の支給、手当の認定等の総務事務に従事させるため、総務事務嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、総務部行政管理課総務事務センター室長（以下「室長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 給与の支給に関する業務
- (2) 手当の認定に関する業務
- (3) 児童手当に関する業務
- (4) 地方職員共済組合申請手続に関する業務
- (5) 赴任旅費の支給に関する業務
- (6) 前各号に定めるもののほか、室長が必要と認める業務

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 前条に規定する職務を行うに必要な知識及経験を有する者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める者
- 2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、総務部総務私学課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、総務部行政管理課総務事務センターとする。

2 嘱託員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は室長が別に定める。

3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

沖縄県訓令第106号

総 務 部

年金専門嘱託員設置規程を次のように定める。

平成26年12月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

年金専門嘱託員設置規程

(設置)

第1条 地方職員共済組合沖縄県支部の円滑な運営を図るため、総務部職員厚生課に年金専門嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、総務部職員厚生課長（以下「職員厚生課長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

(1) 年金相談に関する事務

(2) 年金に係る申請、届出受付及び登録に関する事務

(3) 年金記録の整備に関する事務

(4) 年金進達に関する事務

(5) 前各号に掲げるもののほか、職員厚生課長が必要と認める事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 前条に規定する業務に関する知識及び経験を有する者
 (2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める者
- 2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、総務部総務私学課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、総務部職員厚生課とする。

- 2 嘱託員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は職員厚生課長が別に定める。
 3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
 (2) 前条の規定に違反したとき。
 (3) 嘱託員として不相当と認められる行為をしたとき。
 (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
 (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年12月5日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第136号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第18条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成26年12月5日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
海水浴場	ブセナビーチ	ザ・テラスホテルズ株式会社 (代表取締役社長) 國場幸伸	平成26年9月3日から 平成27年9月2日まで
	伊計ビーチ	伊計島総合開発株式会社 (代表取締役) 金城清正	平成26年9月12日から 平成27年9月11日まで
	エメラルドビーチ	一般財団法人沖縄美ら島財団国営公園 管理部 (部長) 亀井良昭	平成26年10月17日から 平成27年10月16日まで

	オクマビーチ	株式会社琉球ホテルリゾートオクマ (代表取締役社長) ヴィリリ トニー	平成26年10月30日から 平成27年10月29日まで
プ レ ジ ャ ー ボ ー ト 提 供 業	BOAT SERVICE COAST	ゴールドグランツ株式会社 (代表取締役) 金城達正	平成26年8月13日から 平成27年8月12日まで
	ザ・ブセナテラス	ザ・テラスホテルズ株式会社 (代表取締役社長) 國場幸伸	平成26年9月3日から 平成27年9月2日まで
	北谷海人の会	有限会社北谷海人の会 (代表取締役) 座喜味盛和	平成26年9月12日から 平成27年9月11日まで
	Sea World	有限会社Sea World (代表取締役) 嘉手苺武志	平成26年10月30日から 平成27年10月29日まで
	株式会社琉球ホテルリゾートオクマ	株式会社琉球ホテルリゾートオクマ (代表取締役社長) ヴィリリ トニー	同上
	備瀬の海	備瀬の海 (代表者) 大城康則	同上
潜 水 業	Diving Service PAPACLUB	ゴールドグランツ株式会社 (代表取締役) 金城達正	平成26年8月13日から 平成27年8月12日まで
	D. S. ARCHANGEL	D. S. ARCHANGEL (代表者) 中川清之	同上
	北谷海人の会	有限会社 北谷海人の会 (代表取締役) 座喜味盛和	平成26年9月12日から 平成27年9月11日まで
	With Me Dive	With Me Dive (代表者) 星洋介	平成26年10月17日から 平成27年10月16日まで
	有限会社ダイビングチームうなりざき	有限会社ダイビングチームうなりざき (取締役) 大島佐喜子	同上
	You And I	You And I (代表者) 古郡優樹	平成26年10月30日から 平成27年10月29日まで
	オーシャンプレイグラウンド	オーシャンプレイグラウンド (代表者) 大塚健一郎	同上
	Sea World	有限会社Sea World (代表取締役) 嘉手苺武志	同上
	株式会社琉球ホテルリゾートオクマ	株式会社琉球ホテルリゾートオクマ (代表取締役社長) ヴィリリ トニー	同上

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--